

## 第103号議案

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

市長及び副市長の給料月額等について減額措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（給料月額等の特例）

- 3 給料月額及び地域手当の額は、別表の規定にかかわらず、平成22年12月1日から同月31日までの間、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、第4条及び第5条の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

市長及び副市長の給料月額等について減額措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

市長及び副市長の給料月額及び地域手当の額を次のとおり減額する。ただし、期末手当及び退職手当の算定については、減額前の額を適用する。

(付則第3項関係)

(単位：円)

区 分	改 正 案		現 行		支給割合	減額する期間
	給料月額	地域手当	給料月額	地域手当		
市 長	752,400	75,240	836,000	83,600	90/100	平成22年12月1日～ 平成22年12月31日
副市長	651,600	65,160	724,000	72,400		

#### 3 施行期日

平成22年12月1日